

令和3年度 胎内市 合併振興基金運用益活用事業補助金 募集要項



《募集期間》

<市民提案Ⅰ型>

令和3年4月1日(木)～令和3年5月28日(金)

<市民提案Ⅱ型>

令和3年4月1日(木)～令和3年5月14日(金)

※期間終了後も予算の範囲内で随時受付

<行政提案型>

令和3年4月1日(木)～予算の範囲内で随時受付

問合わせ先

胎内市総合政策課 行革協働係

〒959-2693 胎内市新和町 2-10

電話：0254-43-6111 (内線1364)

FAX：0254-43-2868

E-mail：gyoukaku@city.tainai.lg.jp

目次

はじめに

1	胎内市合併振興基金運用益活用事業補助金とは	1
2	補助対象団体	1
3	補助対象事業	2
4	補助区分	3
5	補助金の額	4
6	補助対象経費	5
7	連続交付等の制限	5
8	補助対象となる期間	6
9	申請方法	6
10	申請書の書きかた	7
11	審査方法	9
12	審査基準	10
13	選考結果の通知・補助金交付の決定	10
14	事業の実施	11
15	実績報告書の書き方	11
16	補助金請求手続き	13
17	事業成果の公表	13
18	手続きの流れとスケジュール	14
19	各種留意事項	15
20	行政提案型地域活性化事業について	16
	募集分野その1 NPO×行政パートナーシップモデル事業	17
	募集分野その2 「ふるさと応援隊」立上げ検討事業	18
	募集分野その他 そのほか市が推進している事業	19
様式第1号	胎内市合併振興基金運用益活用事業補助金交付申請書	20
様式第2号	事業実施計画書	21
様式第3号	事業収支予算書	24
様式第4号	申請団体調書	25
様式第5号	胎内市合併振興基金運用益活用事業補助金事前着手届	28
様式第6号	胎内市合併振興基金運用益活用事業補助金実績報告書	29
様式第7号	事業収支決算書	30
	胎内市合併振興基金運用益活用事業補助金変更交付申請書	31
	補助金等交付請求書	32
	補助金等概算払請求書	33
	委任状	34

はじめに

市では、総合計画において「自然が活きる、人が輝く、交流のまち」を基本理念と定め、「市民の参画と協働によるまちづくり」を推進しています。

これは、「行政主導」から「市民と行政が対等な立場で、相互特性を認め、地域の問題の解決や共通する目標の実現に向かって協働、協調するまちづくり」へと転換を図っていくことといえます。

この方針の下、市では「胎内市合併振興基金」を設置し、市民が自主的に実施する様々な地域活性化の取組みに対して、「胎内市合併振興基金運用益活用事業補助金」の交付を行っています。

この制度により、多くの方々が地域を元気にする事業に携わり、市民主体のまちづくりが推進されますよう、多数のご応募をお待ちしています。

1 胎内市合併振興基金運用益活用事業補助金とは

本補助制度は、胎内市合併振興基金を財源とした、市民（団体）が自主的に実施する様々な地域活性化活動を推進するための公募型補助制度です。

市民（団体）の皆様が、「地域活性化のために〇〇活動を始めたい」、「△△（地域課題）に取り組みたい」といったような、まちづくり活動を始める際の、資金面での後押しを主な目的としています。

対象事業は、「公共の利益を目的とした非営利活動」です。

応募された事業は、所定の審査を経て、市長が補助金の交付・不交付を決定します。

※ 過去の事例につきましては、別紙「合併振興基金運用益活用事業 過去の事例」をご参照ください。

2 補助対象団体

- (1) 胎内市の自治会や町内会（自治会の連合体を含む）
- (2) 自主的に組織された団体で市内に活動拠点を有するもの
(NPO 法人、公益目的の任意団体、グループが対象となりますが、政治団体及び政治活動を行う団体、構成員に胎内市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 23 号）に規定する団体は対象となりません。）

※個人は対象外です。

3 補助対象事業

(1) 対象事業等について

「公共の利益を目的とした非営利活動」に関わる、以下の事業が対象となります。

事業分野	事業費	内容	参考事例
文化・芸術	10万円以上	地域の伝統文化の発掘、創造、継承普及及び芸術振興のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会史の発刊 ・音楽会、コンサート ・郷土芸能の保存・育成 ・伝承板、自治会自慢案内 ・自治会かわら版
生活環境	2万円以上	地域環境の美化、緑化推進、資源リサイクル、地域防災・防犯など生活環境向上のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・花・緑いっぱい運動 ・資源リサイクル啓発事業
人材育成	5万円以上	将来の地域づくりを担う青少年や後継者育成の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種地域学習会・研究会 ・外国語の勉強会 ・青少年の地域間交流事業
産業経済	10万円以上	地域の特色を活かした産業経済の活性化、雇用促進のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街活性化事業 ・見本展示市、サテライト出店事業 ・観光客招致事業 ・企業誘致促進事業
定住促進	10万円以上	地域及び世代間の交流の促進と地域への定住を図る事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ広場の施設整備 ・世代間交流事業
その他	10万円以上	地域活性化及び市の課題を解決する事業	

※事業費の下限額は原則上記のとおりとしますが、自治会規模が概ね10世帯未満の自治会については、上記事業費の下限額は適用外とします。

(2) 対象外事業となるもの

- 特定の宗教に関するもの(神社、仏閣に関するものは、これにあたります。)
- 補助事業により生じた利益、残余財産を構成員等に配分するもの
- 本補助制度以外の市の補助金(市長が認めるものは除く。)の交付決定を受けているもの
- 申請者ではない他の団体が、実質的な事業主体となっているもの

※上記のほか、「7 連続交付等の制限」(5ページ)に該当する場合は対象外となります。

4 補助区分

(1) 区分等の一覧表

補助区分	区分の説明	補助率	限度額
市民提案Ⅰ型	市民団体が企画及び実施を行う事業のうち、公開の場においてプレゼンテーション及び質疑応答を行うもの	5分の4	50万円
市民提案Ⅱ型	市民団体が企画及び実施を行う事業のうち、上記以外のもの	3分の2	30万円
行政提案型	市が事業概要を予め定めて実施団体を公募し、それに応じた市民団体が具体的な企画及び取組みを行うもの。(17ページ～19ページ)	市長が別に定める率	50万円

(2) 市民提案型地域活性化事業について

市民(団体)が企画立案した地域活性化事業について費用の一部を補助するものです。

ア 「市民提案Ⅰ型」について

公開の場において行われる審査会(以下「公開審査会」という。)でのプレゼンテーションが必要です。予算総額は100万円であり、応募多数の場合は公開審査会の結果を参考に市長が交付事業を採択します。

イ 「市民提案Ⅱ型」について

上記ア以外の市民提案事業については、市職員の審査員による書面審査で選考し、予算の範囲内で市長が交付決定を行います。

(3) 行政提案型事業について

市が事業概要を予め定め、市民(団体)が具体的な企画及び取組みを行うものです。令和3年度は次の分野について募集します。

また、それぞれの募集分野ごとに募集期間を定めることとします。

ア NPO×行政パートナーシップモデル事業(募集分野その1)

住民ニーズへの対応や地域課題の解決にあたり、胎内市の関係部局と目的・目標を共有し、協働によって取り組む事業について募集するもの。

イ 「ふるさと応援隊」立上げ検討事業(事業分野その2)

人口減少や高齢化などから、将来の自治会運営に不安を抱く「自治会」を対象として、市が指定したコーディネーターを派遣し、集落の人と一緒に集落点検等を行い、「自治会」を支援する組織「ふるさと応援隊」を立上げるための可能性を探る事業について募集するもの。

ウ そのほか市が推進している事業（事業分野その3）

市の活性化、発展のために行政が推進する事業について、趣旨に賛同して実施して下さる自治会や市民団体が行う事業について募集するもの。

5 補助金の額

申請できる補助金の額の上限は、次の①～③のいずれか低い額となります。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

なお、申請が採択された場合であっても、補助金予算の制約上、ここで定める上限を下回る額で交付決定がされることがあります。

- ① 補助対象経費に本要項3ページ「4 補助区分」で定める補助率を乗じた額
- ② 補助対象経費から当該事業に係る事業収入を差し引いた額
- ③ 「4 補助区分」で定める補助限度額

例1：市民提案型Ⅱ型で採択された地域活性化イベント事業

総事業費(補助対象経費)40万円、イベント等収入見込み5万円の場合

- ① $40 \text{万円} \times (2/3) = 26.6 \text{万円}$
- ② $40 \text{万円} - 5 \text{万円} = 35 \text{万円}$
- ③ 30万円

→この場合、①～③で最少の、①26.6万円が補助金申請額の上限になります。

例2：市民提案型Ⅱ型で採択された地域活性化イベント事業

総事業費(補助対象経費)40万円、イベント等収入見込み20万円の場合

- ① $40 \text{万円} \times (2/3) = 26.6 \text{万円}$
- ② $40 \text{万円} - 20 \text{万円} = 20 \text{万円}$
- ③ 30万円

→この場合、①～③で最少の、②20万円が補助金申請額の上限になります。

例3：市民提案型Ⅱ型で採択された地域活性化イベント事業

総事業費(補助対象経費)60万円、イベント等収入見込み25万円の場合

- ① $60 \text{万円} \times (2/3) = 40 \text{万円}$
- ② $60 \text{万円} - 25 \text{万円} = 35 \text{万円}$
- ③ 30万円

→この場合、①～③で最少の、③30万円が補助金申請額の上限になります。

6 補助対象経費

(1) 対象経費について

以下の経費を対象にしています。ただし、これらに該当する経費であっても、対象にならないものもありますので、ご確認ください。((2)のとおり)

- 事業実施のために必要な人件費(事業実施団体の構成員に対するものを除く。)
- 講師及び専門家への謝礼
- 事業実施のための旅費及び交通費
- チラシ、ポスターその他の資料の作成にかかる経費
- 事業実施のための通信に係る経費
- 機器等の賃借料
- その他事業の実施のために市長が必要かつ適切と認める経費

(2) 対象外経費となるもの

- 食糧費
- 事業実施団体の経常的な運営に係る経費
- 事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- 事業のために執行したことが客観的に証明できない経費
- その他、補助事業に直接関係のない経費及び市長が社会通念上適正でないとしたと認めた経費(賞金、金券類等)

7 連続交付等の制限

広く市民が地域活性化活動に携われるようにするため、次の①～③のとおり一定の交付制限を設けています。

- ①市民提案型に関する補助金の交付は、1年度あたり1団体につき1事業とする。(市民提案型と行政提案型の両方の交付は認める。)
- ②前年度において、この補助金の交付を受けた団体が、同じ事業分野の補助金交付申請をした場合は、補助金交付の対象としない。
- ③上記②にかかわらず、次に掲げる事業は連続して補助金交付の対象となることができるものとするが、交付回数は連続3回を上限とする。

- ・複数年にわたって実施されることが、地域活性化の効果を高めるうえで適当であると認められるもの
- ・地域活性化の効果が極めて高く、他の模範になると認められるもの
- ・その他特段の理由があると認められるもの

8 補助対象となる期間

対象事業は、交付決定日から翌年3月末日までに実施及びその実績報告を行うことが可能な事業とします。ただし、交付決定よりも前に着手する事業については、原則として補助対象といたしません。が、やむを得ない場合はご相談ください。

9 申請方法

(1) 受付期間

<市民提案Ⅰ型>

令和3年4月1日(木)～令和3年5月28日(金)

<市民提案Ⅱ型>

令和3年4月1日(木)～令和3年5月14日(金)

※期間終了後も予算の範囲内で随時受付

<行政提案型>

令和3年4月1日(木)～予算の範囲で随時受付

(2) 提出書類

提出していただく書類は、以下のとおりです。

記載方法等については、本要項7ページ「10 申請書の書きかた」をご覧ください。

ア 申請書

- ①胎内市合併振興基金運用益活用事業補助金交付申請書
(以下「交付申請書」という。)(様式第1号)
- ②事業実施計画書(様式第2号)
- ③事業収支予算書(様式第3号)

イ 添付書類

- ①見積書等の写し(※上記③の根拠資料として)
 - ②申請団体調書(自治会は省略可)
 - ③団体の定款、規約、会則等の写し(自治会は省略可)
 - ④土地・建物の利用許可書等
 - ⑤その他(補助事業の必要性を裏付ける写真、備品を設置する位置図等)
 - ⑥胎内市合併振興基金運用益活用事業補助金事前着手届(以下「事前着手届」という。)(様式第5号)
- ※交付決定前に事業に着手することが事業目的達成のために必要な場合のみ

(3) 募集要項・申請用紙の配布

募集要項・申請用紙は、次のいずれかの方法により入手できます。

- 総合政策課行革協働係（市役所3階）
- 市のホームページからダウンロード
- メールでの送付を希望する際はメール(gyoukaku@city.tainai.lg.jp)でご連絡ください。

(4) 提出先

総合政策課行革協働係（市役所3階）

10 申請書の書きかた

(1) 申請書

① 交付申請書（様式第1号）

- ・団体住所・名称・役職・氏名・印鑑は、本申請から事業実施後の請求に至るまで、統一してください。
- ・「補助申請区分」の「市民提案Ⅰ型及びⅡ型」とは、「市民提案Ⅰ型」で採択されなかった場合に、後日、自動的に「市民提案Ⅱ型」の審査対象になることを示しています。それぞれ、補助率及び上限額等が異なりますので、そのことをご了解のうえ、補助申請区分を決定してください。
- ・補助事業名称欄の事業分野については、本要項2ページ「3 補助対象事業（1）対象事業等について」を参考にしてお記入ください。
- ・「補助事業の目的及び内容の概要」は、簡潔に記入してください。詳細については、事業実施計画書・事業を説明する補足資料において、ご説明いただくこととなります。
- ・「総事業費」は、すべて補助対象経費とし、事業収支予算書（様式第3号）の事業費合計額と同一となります。補助対象経費、補助対象外経費については、本要項5ページ「6 補助対象経費」をご覧ください。
- ・「交付申請額（補助金の額）」は、本要項4ページ「5 補助金の額」で定める算定方法を参照してください。
- ・「添付書類」欄には、添付した書類にチェックを入れてください。なお、借用した土地・建物を利用して事業を行う場合は、土地・建物所有者の許可書等を添付してください。
- ・「担当者の方のご連絡先」欄には、補助金交付に関する書類を送付したり、申請内容について問い合わせたりすることがありますので、申請事業の内容が分かる方の連絡先を記入してください。

② 事業実施計画書（様式第2号）

- ・申請事業について、なるべく詳しく記入してください。なお、この計画書で記述しきれない事項については、事業を説明する補足資料の添付等により説明してください。
- ・その他の事業について、混在して記載している場合、再提出となる場合があります。

- ・「事業名」欄には、申請する事業の名称を記入してください。（交付申請書（様式第1号）の「補助事業の名称」欄と同一のものを記入してください。）
- ・「5 土地・建物の利用状況」の項目には、事業実施場所となる所在地、備品の購入する場合の保管場所を記入のほか、所有者の承諾の有無についてご記入ください。

③事業収支予算書（様式第3号）

- ・市の補助金（見込み）は、交付申請書（様式第1号）の「交付申請額」と同一額にします。
- ・「内訳」には、金額の単価・数量等の積算基礎を記します。書ききれない場合は別紙に記すこともできます。
- ・支出項目には、対象経費のみを記入してください。対象経費については「6 補助対象経費」をご確認ください。
- ・申請する事業の予算のみを記入してください。その他の事業について混在して記載している場合、再提出となることがあります。
- ・1件1万円以内の消耗品費等は、見積書等の写しの添付は省略できます。ただし、額の根拠をお伺いすることがありますので、積算根拠が明らかになるようにしておいてください。
- ・収入と支出の合計は、同額になります。

(2) 添付書類

①見積書等の写し

- ・事業収支予算書（様式第3号）に記載の額の根拠資料として、見積書等の写しを添付してください。
- ・積算基礎の説明や見積書が不足している場合などには、再度見積もりをしていただき、再提出していただくことがあります。この場合、指定した期日までに提出されなければ審査対象外となります。

②申請団体調書（様式第4号）

- ・自治会の場合は、原則として省略可能ですが、複数の自治会等が連合して事業を行う場合には、連合体としての調書を作成してください。

③団体の定款、規約、会則等の写し

- ・自治会の場合は、原則として省略可能ですが、複数の自治会等が連合して事業を行う場合には、連合体としての規約等を提出してください。

④土地・建物の利用許可書等

- ・借用した土地・建物を利用して事業を行う場合は、土地・建物所有者の許可書等を添付してください。

⑤その他

- ・補助事業の必要性を裏付ける写真、備品を設置する位置図、イベントの進行表、カタログ、図面等、前述の事業実施計画書（様式第2号）の説明を補足する資料を添付してください。
- ・提出後に、市から必要に応じて追加書類を求める場合があります。

(3) 事業の事前着手

事前着手届（様式第5号）

- ・補助金交付が決定する前に事業に着手する必要がある場合に提出してください。
- ・本要項6ページ「8 補助対象となる期間」に記載してあるとおり、総合政策課行革協働係にご相談いただいたうえで、事前着手届をご提出いただきます。ただし補助金の交付決定前に事業に着手しようとする場合であっても、交付申請書の申請日以前の事業着手は認められませんので、ご注意ください。
- ・事前着手をした後に、審査のうえ補助金交付とならなかった場合は、事業にかかる費用は全額申請団体の負担となりますので、ご注意ください。

11 審査方法

審査（選考及び補助金の交付額の査定）は、胎内市合併振興基金運用益活用事業審査会が行い、その結果を市長に報告し、最終的な交付の可否は市長が決定します。

審査会の委員の構成は、公募の市民5名、市職員の審査員5名となっています。

なお、審査に公正を期すため、審査員は、委員本人、委員の同居親族若しくは委員の3親等内の親族が所属している団体が応募してきた場合には、当該団体の審査を辞退することとします。（自己申告制）

また、審査をするにあたり、申請書類一式のコピーを審査委員に送付いたしますのでご了承ください。審査が終わった後、当課において回収いたします。

(1) 「市民提案Ⅰ型」の審査方法について

- ・申請団体は、申請事業について公開審査会でプレゼンテーション（発表＋質疑応答）をしていただきます（必須です）。
- ・公開審査会の日時、場所
6月以降、開催予定です。詳しくは担当までお問い合わせください。
- ・公開審査会でのプレゼンテーションの発表方法は自由です。また、プレゼンテーションの時間は10分です。その後、質疑応答が5分程度あります。
- ・プレゼンテーションに際し、会場に準備を要する場合（パワーポイント使用等）は、事前にご連絡願います。
- ・審査委員が申請書類及び公開審査会でのプレゼンテーション内容を審査し、評価項目に基づいて採点を行います。

- ・すべてのプレゼンテーション終了後、審査結果及び各事業へのコメントを発表します。
- ・1団体が複数の事業申請を行った場合は、点数が最も高い1事業のみの交付対象となります。同点の場合は、採点結果発表時に、交付を受けたい事業を団体に選択していただきます。
- ・後日、市長が、評価点数に基づき、点数が高い順に予算の範囲内で交付対象を決定することになります。

(2) 「市民提案Ⅱ型」の審査方法について

- ・募集期間終了後、公開審査会は行わず、市職員の審査員のみで審査会を行い、申請書類のみにより審査します。

(3) 「行政提案型」の審査方法について

- ・申請団体と担当課が事業の内容について協議しながら進めることから、審査は事業内容を熟知した担当課が行います。

12 審査基準

(1) 審査基準

評価項目は以下の7項目であり、5段階で評価します。一人の審査員の持ち点は35点です。(1項目5点)

- ア 地域及び市の活性化に資すると認められる事業であること。
- イ 市民ニーズや社会的課題を適切に認識している公益活動であること。
- ウ 専門性、先駆性等の工夫があり、新しい視点の取り組みであること。
- エ 支援を受けることで、事業の発展が期待できること。
- オ 事業計画に客観性及び実行性があり、事業効果が期待できること。
- カ 事業実施団体が、将来、自立し、及び継続的に活動できることが期待できること。
- キ コスト又はサービスの質の面から、市が実施するよりも公共サービスの向上が図られること。

(2) 評価点数の算出方法等

- ア 各審査員の合計点を算出し、そのうち最高点と最低点を除外した、残りの審査員の合計点の平均値を評価点数とします。
- イ 事業計画書や予算書を基に補助額を査定します。

13 選考結果の通知、補助金交付の決定

審査会終了後、速やかに市長が交付の可否及び交付額を決定し、結果を申請団体へ通知します。

14 事業の実施

補助金交付決定があった後、事業の実施が可能となりますが、その後の手続きについては次のとおりです。

(1) 事業内容に変更があった場合の手続き

事業内容に大幅な変更があった場合や、事業額の3割を超える増額がある場合は、変更申請の手続きを要しますので、ご相談ください。

3割を越えない事業費の変更については、変更申請の手続きは必要ありません。

(2) 事業実績報告書等の提出

事業が終了次第、令和4年3月末日までに事業を実施したことを証する次の書類を提出してください。

ア 実績報告書

- ①胎内市合併振興基金運用益活用事業補助金実績報告書（様式第6号）
（以下「実績報告書」という。）
- ②事業収支決算書（様式第7号）

イ 添付書類

- ①領収書等の写し（※上記②の根拠資料として）
- ②実施した事業を説明する書類、写真、資料等

15 実績報告書の書きかた

(1) 実績報告書

①実績報告書（様式第6号）

- ・団体住所・名称・役職・氏名・印鑑は、申請時のものと同一にしてください。
- ・「交付決定額」は、当初の交付決定通知書上の額（変更交付決定があった場合は当該額）を指します。
- ・「市補助金（見込み）」は、実績を踏まえて再計算した補助金の額としてください。ただし、交付決定額を上回ることはできませんので、再計算の結果、交付決定額を上回る場合は、交付決定額を補助金見込み額としてください。

②事業収支決算書（様式第7号）

- ・「市補助金（見込み）」は、実績報告書の書きかたの中で説明したものと同様にご記入ください。
- ・「内訳」には、金額の単価・数量等を記します。書ききれない場合は別紙に記すこともできます。
- ・補助対象経費のみをご記入ください。
- ・収入と支出の合計は、同額になります。

- ・「対象となる経費」、「対象外の経費」については、本要項2ページ「3 補助対象事業」及び同5ページ「6 補助対象経費」でご確認ください。
- ・実施した事業の決算のみを記入してください。その他の事業について混在して記載している場合、再提出となることがあります。

(2) 添付書類

①領収書等の写し

- ・申請時とは異なり、額の多少に関わらず、領収書等の写しの添付は必ず必要です。
- ・請求(支払)金額の内訳が分かる請求書等の写しを添付してください。ただし、申請時において積算根拠が明示された見積書の添付があり、事業実施時において見積書どおりに事業執行された場合は、内訳は不要です。
- ・実績報告時には原則として領収書を添付していただきますが、補助金の入金後でしか事業費の支払いが行えないという場合は、請求書を添付してください。その後の手続きで市から補助金の入金を行いますので、その後に領収書を提出していただきます。

②実施したことを証明する写真

- ・事業実施の様子や、事業実施による成果が分かるような写真を添付してください。

(3) 帳簿及び証拠書類の保管

補助金交付を受けた事業は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかなければなりません。

(4) 補助金の額の確定

ご提出いただいた実績報告書に基づき、市長は交付決定された申請事業の内容どおりに実施されたことを確認します。その上で、申請事業に実際にかかった総事業費及び補助対象経費に対して4ページ「5 補助金の額」の算出式をあてはめて再計算し、最終的に補助金の額を確定します。

補助金の請求は、原則として補助事業の完了後、市が実績報告に基づき補助金の額を確定した(団体へ額の確定通知)後に行うことができます(精算払の原則)。

ただし、事業目的の遂行のために完了前の交付が必要であると認められる場合は、対象事業のうち、事業が完了した部分についてのみ、完了を証する書類を添付の上、所要額につき概算払いすることができます。

16 補助金請求手続き

(1) 通常の補助金請求（精算払いによる補助金請求）

提出書類

○補助金等交付請求書

- ・実績報告書（様式第6号）を提出した後に送付される、「胎内市合併振興基金運用益活用事業補助金の額の確定通知書」の日付、文書番号（通知の右上、日付の上に記載）を転記してください。
- ・事業名は、交付申請書と同一にしてください。
- ・「交付済額」とは、後述します概算払いの制度により既に受領済みの補助金額を指します。
- ・請求金額の上限は、「確定額（交付決定額）」－「交付済額」となります。
例：交付決定額 20 万円、以前に概算払で 5 万円受領（交付済額）の場合、請求金額の上限は 20 万円－5 万＝15 万円。
- ・振込口座の名義人が団体の代表者以外の方の場合は、委任状の提出が必要です。
- ・振込口座の名義人として、名義人の団体における肩書き（例：〇〇町内会 会計 〇〇△△）を付している場合は、肩書きまで漏れなく記載してください。
- ・書類を提出する際に、通帳のコピーを添付してください。

(2) 概算払いによる補助金請求

提出書類

○補助金等概算払請求書

- ・補助金の交付が決定した時に送付される、「胎内市合併振興基金運用益活用事業補助金交付決定通知書」の日付、文書番号（通知の右上、日付の上方に記載）を転記してください。
- ・概算請求に係る部分の請求書等を添付してください。

17 事業成果の公表

補助金交付を受けた団体の皆様には、市が主催する公開報告会において事業成果を発表していただく場合があります。

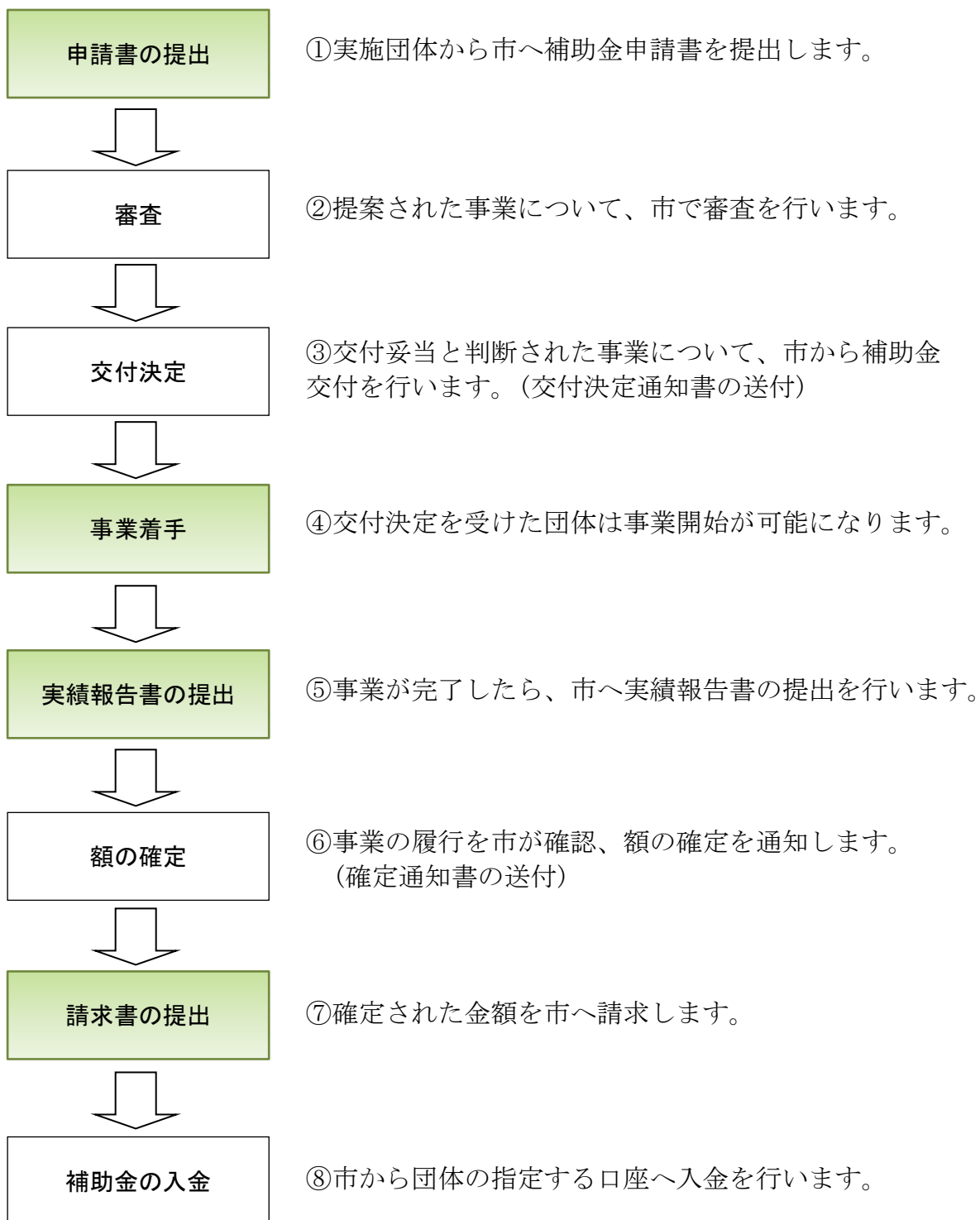
公開報告会は、令和4年3月を予定しています。詳しい日時、場所については、交付を受けた団体の皆様へ後日お知らせします。

18 手続きの流れとスケジュール

補助金の申請から補助金振込みまでの流れは下図のとおりです。

※概算払や変更交付手続きの記載を除いています。

色付で記載されている部分が、申請団体が行う手続きになります。



19 各種留意事項

お問い合わせ等が多く寄せられる事項について、留意事項として以下に記しますのでご覧ください。

【補助対象事業について】

- ・申請しようとする事業について、実施時に関係者（機関）の同意が必要である場合は、事前に当該関係者（機関）の内諾を得てください。

関係者（機関）の内諾が必要な例：

私有地、公有地（河川・道路等）を使用する場合

（→所有者・管理者と協議）

ゴミステーションを改修・新設する場合

（→市の市民生活課と協議）

市の児童遊園の遊具を改変する場合

（→市の健康福祉課と協議）

【補助金交付について】

- ・本補助金は、申請者全員が交付決定を受けるとは限りません。申請件数の多少、審査会での審査結果、市の予算枠の状況により、最終的に市長が交付の可否を決定します。
- ・同一事業について、次の申請区分は両方申請できます。
「市民提案Ⅰ型と市民提案Ⅱ型」
これは、市民提案Ⅰ型で不交付となった事業を、市民提案Ⅱ型の審査時に、他の審査対象と一緒に審査するものです。
- ・交付団体において、補助金の残額が生じる見込みとなった場合は、不交付団体の中で評価順位が高い団体から順に、再度、交付の意向を確認し、交付の可否を決定することがあります。

【補助対象経費について】

- ・報償費・賃金については、例えば地域学習会等の人材育成事業や文化芸術事業における講師等への謝礼、各事業遂行のために雇用した臨時職員等の賃金などを対象とし、いわゆる正規職員等の給与は対象としません。
- ・事業実施団体の構成員に対する人件費（報償、慰労等経費）は対象としません。これは、第三者から見たときに、実質的に団体構成員への補助金配分行為を禁止するという趣旨です。

補助金配分行為とみなされる例：

地区の子ども会、老人クラブに対する祭り準備慰労費、専門性を有しない作業において構成員が作業した場合にそれに対して支払う慰労費

一方、構成員が事業を営んでいる場合であって、その事業の請負として支払う経費は、補助金配分行為には当たりませんので、対象経費となりません。

- ・補助対象とする物品等について、事業目的終了後に必然的に個人の所有物とみなされるようになるものは対象としません。（例えば、祭り等に使用する法被等の作成で、個人名等を刺繍するような場合は対象としません）

- が、団体名等のみを刺繍するような場合は対象とします。)
- ・交付基準となる対象経費について、旅費の算出根拠は、原則として胎内市職員等の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）及びこれに付随する規則に定める費用を上限とし、実績額を対象経費とします。
 - ・旅費の請求に関しては必ず領収書を添付することとします。ただし、鉄道運賃・バス運賃等領収書の受領が困難な場合は、旅費経路と実績額を記載した申告書（様式任意）を実績報告の際添付してください。申告額については運送事業者が定める運賃表から、申告経路については社会通念上合理的な経路と認められ、前述の旅費条例以下の規則に準じる場合に限り補助対象経費と認定します。
 - ・鉄道運賃急行料金は原則として、自由席料金とします。また、船賃・航空運賃等についても、鉄道運賃の原則と比較して同等程度の特別料金まで認めます。
 - ・宿泊料は、1泊2食付の料金を上限とし、金額上限は旅費条例の規定によります。仮に1泊朝食付きで8,000円の場合はこの金額を対象経費とし、1泊2食付で15,000円である場合は12,000円（県内10,000円）を補助対象経費と認定します。
 - ・旅費条例の規定に関わらず、自家用車使用による車賃については、客観的な証明が困難であるため、原則として対象経費としませんが、レンタカーの給油経費等、当該事業のために掛かる経費と客観的にみなされるものについては、対象経費とします。

【帳簿及び証拠書類の保管】

- ・補助金に係る収支を明らかにした帳簿等とは、市からの補助金事務に係る書類のほか、当該年度の自治会等の収支決算報告書（収入欄に当該補助金が明記されているもの）及び監査報告書も含まれます。

【補助金の返還について】

- ・補助金交付団体が虚偽その他の不正による補助金の交付を受けたとき、又は補助金交付決定に付した条件に反したときは、期間を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じます。

20 行政提案型地域活性化事業について

行政提案型事業とは、市が推進する事業について市が事業内容をあらかじめ定め、趣旨に賛同して実施して下さる自治会や市民活動団体を公募し、補助を行うものです。

令和3年度は、次ページ以降の3事業について募集を行います。

NPO×行政パートナーシップモデル事業

1 補助率等

補助率(10/10) 補助上限50万

2 概要

これまで、住民ニーズや地域課題に対しては、主に行政機関が解決にあたってきましたが、近年、住民ニーズや地域課題は多様化・高度化してきており、行政機関が得意とする均一で画一的なサービスだけでは、解決に繋がらないケースが増えてきました。

一方で、胎内市では、課題の当事者である市民自らがサークルやボランティア団体を組織し、多種多様で活発な活動を行っており、一部の団体では、市の部局と協力し、お互いの特性を生かし合うことで、多様化・高度化した地域課題等の解決に大きく寄与する取組が生まれはじめています。

そこで胎内市では、こうした取組の増加を図るため、地域課題等の解決に向け、市の関係部局と協力して取り組む市民活動団体に補助金を交付することとしました。

3 市が想定している事業

住民ニーズへの対応や地域課題の解決にあたり、市民活動団体と胎内市の関係部局が目的・目標を共有し、協働によって取り組む事業

4 補助条件

- ・ 事業の「企画立案」又は「実施」のいずれかの段階において、胎内市の関係部局が参画するものであること。
- ・ 事業の受益者がもっぱら団体の構成員のみとなるような共益的な事業は対象となりません。
- ・ 備品の取得や施設の整備等を主たる目的とする事業は対象となりません。

5 その他

- ・ 協働の相手方となる担当課と協議の上申請を行い、総合政策課の審査・承認を受ける必要があります。
- ・ 事業計画書(様式第2号)「3 事業の規模、取組み方法等」に市の関係部局の具体的な参画方法を記載してください。

【問合わせ先】

総合政策課行革協働係(内線1364)

「ふるさと応援隊」立上げ検討事業

1 補助率等

補助率（10／10） 補助上限50万円

2 概要

市では、人口減少や高齢化などから、将来の自治会運営に不安を抱く「自治会」を対象として、市が指定したコーディネーターを派遣し、集落の人と一緒に集落点検や活動しながら「自治会」を支援する組織「ふるさと応援隊」を立上げるための可能性を探る調査費等を予算の範囲内で補助します。

この事業は、自治会が運営可能な体制のうちに、コーディネーターを派遣し、地域の人と集落点検（実態調査）を行うことで一緒に考え、行動しながら地域の財産や人脈を洗い出し、集落と繋がる地域外のキーパーソンなどの協力を得ながら自立した支援組織「ふるさと応援隊」の立上げをしてもらい、そこで「ふるさと応援隊」が、集落と行政の調整役を担い、集落と行政が一体となり共に行動できる市民協働による地域コミュニティづくりを目指すものです。

3 市が想定している事業

- ・支援組織立上げに向けた集落点検などの可能性調査（実態調査）事業（コーディネーターと一緒に地域の財産や人脈等の実態調査など）
- ・支援組織が実施する集落と協働で行う地域活性化事業（新たな繋がりから生まれる地域を活かした活動など）

4 補助条件

- ・コーディネーターと一緒に主体的に調査活動できる自治会を対象とします。
- ・集落点検を実施し、支援組織の立上げに向けた継続調査等の効果が期待できる自治会は、2か年の継続事業を認めます。
- ・原則、1自治会1回限りとします。
- ・令和2年度の採択は、1地区限定の募集としますので、審査により採択されない場合もあります。

5 その他

- ・審査方法などについて事業担当課（総合政策課行革協働係）と協議の上申請を行い、審査・承認を受ける必要があります。

【問合わせ先】

総合政策課行革協働係（内線1364）

そのほか市が推進している事業

1 補助率等

補助率及び補助上限は、事業内容により別途市長が定めます。(全ての事業を通じて、補助上限額は50万円までです。)

2 概要

市民の価値観の多様化によるニーズ(必要とするもの)の変化や、市を取り巻く環境の変化に対応するために市として推進する事業のうち、自治会及び市民団体に実施していただくことで、よりいっそう事業効果が高まるもの、よりよい結果を生むものを対象事業とします。

市民のニーズや市の置かれる状況の変化に対応するために実施する事業であるため、対象事業の募集は随時行います。

3 補助条件

随時募集する事業ごとの募集条件に合致し、当該事業を行う市役所の担当課と協議のうえ、承認を受けることが必要です。

4 その他

事業ごとに担当課、補助条件等が異なりますので、下記の取りまとめ担当課にお問い合わせください。

【問合わせ先】

総合政策課行革協働係(内線1364)